ＦＡＸ送信先：０４３－２４５－９４２１

12/15（火）移住支援金対象法人向け 人材確保セミナー参加申込書

①貴社名		
②所在地	〒	
参加者	③部署・役職名	⑤TEL
	④氏名（１社２名様まで参加可能です。）	FAX
		⑥E-mail
⑦移住支援金対象法人の登録の有無	いずれかに○を記入ください。 登録済　・　これから登録を受ける予定※ （※移住支援金対象法人の登録要件(ア)～(キ)のすべての項目を満たす法人に限ります。）	

➢ **メールでのお申し込みをご希望の方は、**
件名に「12/15人材確保セミナー申込」、本文に上記①～⑦をご記載の上、
chiba-oshigoto@pasona.co.jp宛にメール送信してください。

（注）参加申込書の記載情報につきましては、本セミナーの参加者へのご対応のためにご利用させて頂きます。
なお、当センターが開催するセミナー等のご案内や、アンケートの実施に利用させて頂くことがありますので予めご了承下さい。

移住支援金対象法人とは・・・

東京23区から県内の移住支援事業を実施する条件不利地域に移住・就業した方に支給する「移住支援金」の対象就業先として、千葉県から登録※を受けた法人（医療法人、社会福祉法人、ＮＰＯ法人、事業協同組合を含む）。

※以下の定める要件のすべてを満たす法人をいう。
（ア）官公庁等※1でないこと。
（イ）資本金10億円以上の法人でないこと。
（ウ）みなし大企業※2でないこと。
（エ）本社所在地が東京圏※3以外の地域又は条件不利地域※4にある法人であること。
（オ）雇用保険の適用事業主であること。
（カ）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと。
（キ）暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人でないこと。
（ク）地方創生に資する企業※5として市町から推薦のあった企業であること。

登録の申請方法等詳細は、千葉県ＨＰ
（雇用労働課）をご覧ください。
https://www.pref.chiba.lg.jp/koyou/index.html
千葉　雇用労働課　検索

※1 独立行政法人や第三セクター、一部事務組合等の国又は地方公共団体が設立・出資又は出えんしている主体を含む。
※2 本事業に係る「みなし大企業」は、以下のいずれかに該当する法人とする。
・発行済株式の総数又は出資価格の総額の２分の１以上を同一の資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人
・発行済株式の総数又は出資価格の総額の３分の２以上を資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人
・資本金10 億円以上の法人の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の２分の１以上を占めている資本金10億円未満の法人
※上記項目の資本金10億円以上の法人が要件(イ)で、本事業の対象となる場合には、同項目の判定に当たり資本金10億円以上の法人として考慮しない。

※3 東京都、神奈川県、埼玉県及び千葉県
※4 県内では、１１市町（館山市、勝浦市、鴨川市、富津市、南房総市、いすみ市、東庄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町）が該当。
(注)令和元年度、東庄町、長南町は移住支援事業の実施予定はありません。
※5 下記項目a～f のいずれか２つ以上の項目に該当すると法人から申告のあった場合、「地方創生に資する企業」としての要件を満たすものとする。
ただし、１ 年以上、県内条件不利地域内の市町(地元)で事業所を設け、事業を行っている場合には、a～f の複数の項目に該当するとみなし、「地方創生に資する企業」としての要件を満たすものとする。
<項目名>
a. 地元で販売又は仕入取引を実施している。
b. 地元住民を雇用(週20 時間以上)している。
c. インターンシップや職場体験を受け入れ、地域の担い手育成に貢献している。
d. 地元の地域資源を活用した商品の開発や販売を行っている。
e. 地元への貢献活動（地域おこし活動、消防団活動等）を行っている。
f. その他（※地方創生に資する取組について具体的に記載）

ご登録いただいた法人の求人広告を、
「千葉県地域しごとNAVI」に無料で掲載します！
https://www.chiba-chiikishigoto.jp/
千葉　地域しごと　検索